

地域区分について (案)

これまでの議論における主な意見について

平成29年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）（平成28年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）

（2）その他

平成27年度介護報酬改定後の議論の中で、地域区分の在り方については、地方自治体の対応準備に時間を要するため、一定期間内に方向性を示すことができるよう検討することとされたことを受けて、政府において、地域区分に関する地方自治体の意見について調査が行われた。

本調査の結果を踏まえ、地域区分については、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例を設けることが適当である。

具体的には、現行の設定方法による区分を適用した結果、隣接地域全ての地域区分が当該地域より高くなる地域については、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内の区分を選択できることとし、隣接地域全ての地域区分が当該地域より低くなる地域については、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番高い区分までの範囲内の区分を選択できることとすることが適当である。

また、平成27年度介護報酬改定による地域区分の見直しに伴う経過措置について、現状では平成29年度末までがその期限となっているが、この点に関しては、地方自治体への調査における意見を踏まえ、平成27年度から平成29年度末までの当該地域の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内の区分で、平成32年度末まで引き続き経過措置を講じることを認めることが適当である。

これらの見直しについては、対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下、平成30年度介護報酬改定において実施することが適当である。

なお、地域区分の在り方については、少なくとも市町村域を超えた、より広域的な範囲での設定とするなど根本的な見直しを含めて、今後も引き続き検討すべきとの意見があった一方、仮に広域的な範囲で設定することとしても、地方自治体のブロック分けの方法や各ブロックにおける級地の設定方法について、より多くの地方自治体の納得を得られるものにするのは極めて困難ではないかとの意見があった。

級地の設定について

論点 1

- 地域区分については、平成29年度介護報酬改定の審議報告により、特例（完全囲まれルール）と経過措置（※）の適用について、自治体の意向を確認した上で平成30年度改定で実施することが適当であるとされた。
- 上記を受けて、自治体に対して地域区分に関する意向調査を行ったところであり、その結果を平成30年度からの地域区分の級地に反映してはどうか。
 - ※ 「平成27年度から平成29年度末までの当該地域の地域区分の設定値」から「地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値」までの範囲内で設定することを認める（平成32年度末まで）

対応案

- 平成30年度からの地域区分については、自治体の意向を取りまとめて作成した「平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域の一覧（案）」の通りとしてはどうか。

級地の設定について

○ 特例（完全囲まれルール）や経過措置を適用する自治体数は以下の通り

【特例・経過措置の内訳】

- ①完全囲まれルールの対象 68自治体
適用自治体数（予定） 28自治体（引き上げ5 引き下げ23）
- | | |
|---------------------|---------------------|
| 平成30年度から適用 | 18自治体（引き上げ4 引き下げ14） |
| 経過措置を適用して平成33年度から適用 | 10自治体（引き上げ1 引き下げ9） |
- ②経過措置適用中（①除く） 118自治体
- | | |
|---------------------------------|-------|
| 平成30年度以降も経過措置を継続 | 88自治体 |
| 地域区分の適用方法を設定した後の最終的な設定値より引き上げ3 | |
| 地域区分の適用方法を設定した後の最終的な設定値より引き下げ85 | |
| 経過措置を終了 | 30自治体 |

○ 平成30年度より現行の級地から変更のある自治体数は以下の通り

【平成30年度における級地の変更について】

- ・ 級地の変更がある自治体数 48自治体（引き上げ48 引き下げ0）
- | | |
|-------------|-----------|
| 完全囲まれルールの適用 | 4自治体 |
| 経過措置の変更 | 14自治体 |
| 経過措置の終了 | 27自治体（※2） |
| 広域連合の新設（※1） | 3自治体 |

（※1）平成27年度介護報酬改定において、「広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議より、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定」を認めたところであり、平成30年度から新たに広域連合を形成する地域についても同様の取扱いとしている。

（※2）経過措置を終了する30自治体のうち、広域連合の新設により従前（経過措置の値）と同じ値を設定する3自治体を除いている。

(別紙)平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域

自治体：1741 (H29.9.5現在)

上乗せ割合	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他				
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%				
地域	東京都 特別区	東京都 町田市(3) 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市(4) 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市(5) 青梅市(5) 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市(4) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市(4) 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市(5) 青梅市(5) 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市(4) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 大東市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 生久市(5) 埼玉県 埼玉県 朝霞市(5) 千葉県 船橋市 成田市(5) 習志野市(5) 東京都 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市(5) 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市(5) 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市(6) 日立市(6) 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 志木市 和光市 新座市 ふじみ野市(6) 千葉県 市川市(6) 松江市(6) 佐倉市 市原市 八千代市(6) 四街道市 印西市(7) 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 海老名市(6) 座間市 綾瀬市(6) 寒川町 愛川町(6) 愛知県 刈谷市(6) 豊田市(6) 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 京都市 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町(6) 福岡県 福岡市	宮城県 仙台市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町	大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町(7) 太子町(7) 河南町(7) 王草赤阪町(7) 兵庫県 明石市 猪名川町 さくら市 壬生町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市(他) 八街市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 神奈川県 箱根町 新潟県 新潟市	富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町(他) 福井県 福井市 山梨県 山梨市 長野県 長野市 塩尻市 岐阜県 大垣市 多治見市(他) 各務原市(他) 可児市(他) 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 小山根町 森町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山市 岡山市 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市(他) 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23(23)	6(5)	24(21)	22(18)	52(47)	137(135)	169(174)	1308(1318)				

※1 この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。

※2 ()内の数字は現行の級地(又は地域数)を指す

地域区分の設定方法について（平成30年度以降～）

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定がある地域は、当該地域手当の区分に準拠する。

【特例】 公平性・客観性を担保する観点から、公務員の地域手当の設定に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。

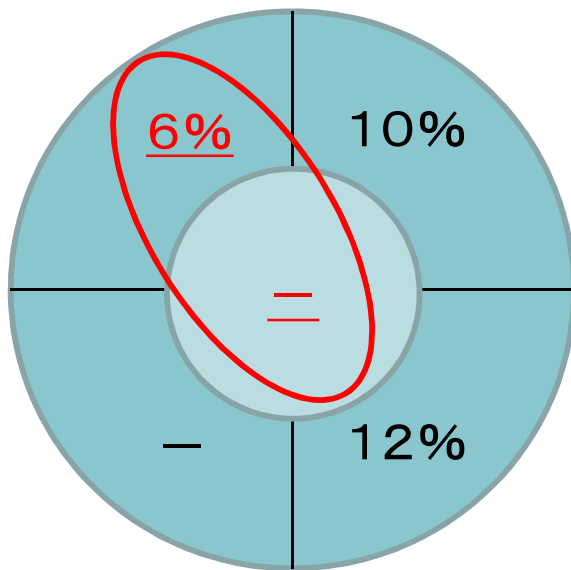
① 公務員の地域手当の設定がない（0%）地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他（0%）」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。

平成30年度新設

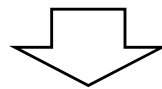
② 当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。

※ 低い地域に囲まれている場合の引き下げも認めている。

【上記①に該当する事例】



○原則
地域手当の区分に準拠
→ 0%

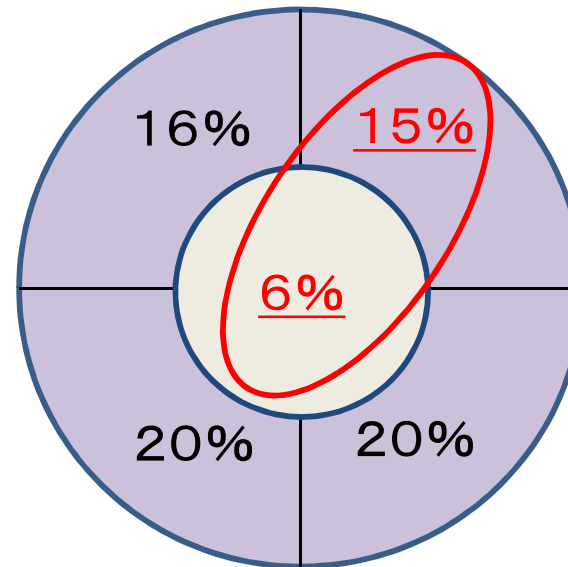


○特例
複数隣接している地域区分のうち、一番低い地域区分の範囲内で選択可能

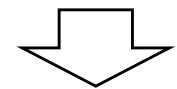
→ 以下のいずれかを選択

- ・ 0%
- ・ 3%
- ・ 6%

【上記②に該当する事例】



○原則
「地域手当の区分に準拠」
→ 6%



○特例
当該地域を囲んでいる地域区分のうち、一番低い地域区分の範囲内で選択可能

→ 以下のいずれかを選択

- ・ 6%
- ・ 10%
- ・ 12%
- ・ 15%

(注) 地域手当の設定がある地域には適用されない

各サービスの人件費割合について

論点2

- 各サービスの人件費割合（地域差を勘案する費用の範囲）については、財政中立を原則としつつ、人員配置基準に基づく人件費割合を精査の上、必要に応じて見直しを行ってはどうか。

対応案

- 人件費割合については、平成29年度介護事業経営実態調査を特別集計し、その結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととしてはどうか。

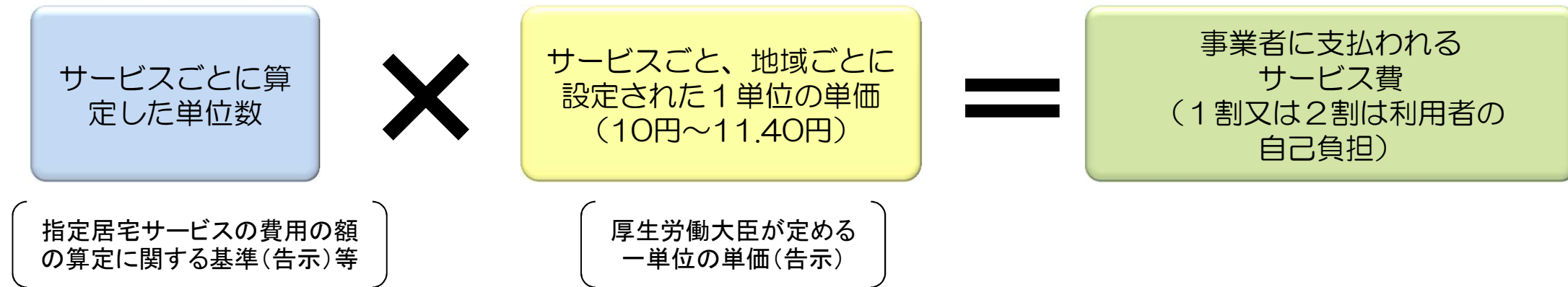
【参考：過去の人件費割合の見直し】

- ・ 平成27年度介護報酬改定
短期入所生活介護 45%→55%
- ・ 平成24年度介護報酬改定
訪問看護 55%→70%

介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。（介護保険法第41条第4項等）
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。

【介護報酬の算定】



【サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価】

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

- ①訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
- ②訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護
- ③通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／地域密着型通所介護